

表8 明治26年～昭和50年気象災害回数 (「香川県気象災害誌」)

種別		月別												計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
台風	風雨					1	7	16	39	43	12	1		119
大強	風雨	25	13	17	14	2	13	21	2	8	1			47
大濃	風雪	10	13	4		7	3	1	2		5	16	23	126
雷	霧	9	6	7	27	18	19	19				4	6	27
干ば	雨つ	1		1	1	4	12	15	22	11	1	3	3	115
						1	1	5	11			1	1	74
														20

第三節 気象災害

第三節 気象災害

香川県の気象災害としては、旱害、風水害が主なもので、地理的環境の関係から旱害のほかに特に地方色のあるものはない。

水害は臨海低位置水田にその被害を見るが、旱害に比してその区域も些少である。したがって気象災害の社会的影響は、旱害がもっとも甚大であった。

『香川県気象災害誌』によると、明治二十六年（一八九三）から昭和五〇年（一九七五）までの気象災害回数は表8のとおりである。

一 旱 害

白雉二七年（六七〇）から昭和五〇年（一九七五）までの香川県下五〇年間の旱害回数は表9のとおりである。

香川県の米作はため池灌漑に依存するものが大であるためとため池の貯水量に限度があるため、一度旱害があると連続して灌漑用水が不足することが多く最近の旱害は大正五年（一九一六）、昭和四年（一九二九）、昭和九年（一九三四）、昭和十四年（一九三九）、昭和十九年（一九四四）で、いずれもその被害は極め

表9 50年期間の旱害数  
(「香川県総合郷土研究」)

期 間 (50年)	旱害数
白雉27～神亀2 676～725	2
神亀3～宝亀6 726～775	4
宝亀7～天長2 776～825	2
天長3～貞観17 826～875	0
貞観18～延長3 876～925	1
延長4～応永32 926～1,425	0
応永33～文明7 1,426～1,475	1
文明8～大永5 1,476～1,525	2
大永6～天正3 1,526～1,575	0
天正4～寛永2 1,576～1,625	0
寛永3～延宝3 1,626～1,675	5
延宝4～享保10 1,676～1,725	9
享保11～安永4 1,726～1,775	16
安永5～文政8 1,776～1,825	14
文政9～明治8 1,826～1,875	4
明治9～大正14 1,876～1,925	10
昭和1～昭和50 1,926～1,975	13

て大であった。

そして旱害の地域的分布は、

- 一、西讃に大、東讃に小
  - 二、南部高地に小、海岸島嶼部に大
  - 三、各河川流域に小、之を遠ざかるに従って大となる。
- なお局部的には同町村内でも旱害の程度に大変な相違が見られる。
- そして、旱害はいうまでもなく降水量の不足によるものであり、豊作となる気象要素は、
- 一、米作初期にあつては高温多雨
  - 二、中期にあつては平均温で多雨
  - 三、後期は平均温又は少しく平均温以下で寡雨
  - 四、九月は高温少雨

である。

旱害は降水総量よりも米作期間中に降る雨の頻度による影響の方が大である。即ち初期にため池に満水していても、しかも旱害に遭った例も少なくない。

地形の關係上一時に大雨が降って、その後長く旱天が継続することは旱害を起こし易い。したがってときどき驟雨程度の降雨があれば、例えば総降水量が少なくても旱害を起こさずに終わるものである。

次に旱害を助長する人為的条件としては、ため池の修理を怠ったことである。ため池の掘さくは一般に古く、現存の多くは築造当時に比して池床は一般に浅くなっており、また集水区域に関する研究も怠り勝ちで、古人の残された文化に対する注意と尊敬が失なわれていることに留意しなければならない。

なお、地積に比して水田面積の広大なこと、換言すれば余りに水田開拓が進み過ぎたことである。すなわち、水田としては無理な土地が相当開拓されていることである。そして、満潮面以下の田地が県下至るところにあるが、これらの地方は灌漑用水到着の場末に相当し、かつまた旱天のときは塩分の滲出があつて旱害の程度を高めている。

次に旱害と社会的影響であるが、昭和九年(一九三四)には旱害のため県下各地に水争いが発生し、その影響するところ極めて大であった。

米は香川県民にとって最も重要な農作物であり、これが被害は農民の死活に係り、旱害時は各所に水争いが起こった。その水喧嘩の原因は水不足によるため、一旦大雨が降れば直ちに解消するが、ときには流血の惨事を見ることもあつて社会的影響は軽視できなかった。

また旱害は農民に盗水の行為をさせ、それらの行為に対する制裁などもきめられていた。すなわち最も嚴重な制

裁はいったん盗水をしたときは以後配水をしないことにし、田植後の水田への盗水はもちろん、ため池集水期の盗水行為にも適用されていた。

次に早害は精神的に宗教心を涵養し、枯死せんとする稲を見ては農民は自分の生命を絶たれる思いで、これが雨乞いとなり、神仏にすがることになった。

雨乞の種類を挙げると

- 一、御神火拝受
- 二、御水拝受
- 三、雨乞念仏踊と獅子舞
- 四、神仏祈念
- 五、煙花打上げ・焚火
- 六、実弾発射
- 七、その他

などがあり、その多くは神仏に依頼する宗教的なものであった。

水は低きに流れるゆえ、上流地住民が灌水に対して一般に優先権が認められ、下方地域の人々は、なすべき術のないのが普通であった。

なお、早害と小作争議との関係であるが、小作争議の社会的影響が大であることは今更論する迄もない。小作争議は香川県下で大正二〇年（一九二二）から昭和二年（一九三七）に至る間に総計一、〇一五件あって、それを原因順位別に示すと

一、小作権及小作地引上	二四五件
二、小作料滞納	一七〇件
三、小作料高率	一五一件
四、不作・凶作	一三八件
五、時代思想模倣	一一三件
六、その他	一九八件
合計	一、〇一五件

となり総件数の約一四％が不作・凶作により、なおその中には天候不順・虫害などもあるので、早害による凶作の率はもっと少なくなることと思われるが、早害が小作争議の原因たる凶作の因をなしたことは確かである。

明治四五年（一九二二）七月二日の『香川新報』に次の記事が掲載されている（原文のまま）。

早魃彙報

釜ヶ淵の水論 仲多度郡七箇村の釜ヶ淵は多量の灌漑水を貯へ居れるが廿九日塩入本目の両部落の農民百五十名程集まり本目部落は横堰を切ると云ひ塩入部落は若し堰を切らば水は覺に掛らざるを以て之を拒みしより遂に争論となりしを三島駐在巡查の外琴平署より西村上村の両巡查出張不穩の挙動あるより解散を命じたが一日亦集合の模様あり西村浜田両巡查出張せり（中略）

砲兵隊へ嘆願す 三豊郡粟井村にては例年砲兵隊の射撃演習を行ふ時は妙に降雨ありしを以て此早魃の際お助けと思ひて御出張下されと農民打揃ひ同隊へ嘆願せしにより同隊も了する処ありて卅一日日曜日にも拘らず出張射撃を行ひたりと。

昭和一四年（一九三九）の大旱害 昭和一三年（一九三八）一〇月から翌一四年（一九三九）九月までの一年間の

降雨量は多度津測候所の観測で六七五・七mm(平均年間降雨量一、二〇〇mm)にすぎず、なかでも、六月三〇日から九月九日までの七十二日間の雨量はわずか三六・四mmで、水稻成育に決定的な障害をきたした。各ため池は前年に比し平均一割五分から三割程度貯水量が少なく満水のため池は皆無であった。そして田植え時期になっても降雨が少なく、植付けは遅れたが、ため池を放流して大半はどうか田植えを完了した。用水不足にもかかわらず植付けを完了したのは、後日の降雨を期待したこと、日華事変下の食糧増産が急務であったからである。

七月下旬には県下各地のため池の貯水は極度に減少し、残水量は二分から八分を残すのみとなり、地域によっては植付け後一回の雨が水もできず、田面は亀裂を生じて枯死する水稻が続出した。そしてこの状況は八月に入って一層深刻となり、ため池は三豊郡の一部を除いて残水皆無に近くなり、水稻の被害は激増した。そして九月九日夜各地に相当の降雨をみたが、焼け石に水で、ついに県下平年収量の五六%の減収見込みとなった。

県は、戦時体制下の干ばつを重視して、諸種の応急措置をとった。また、官民こそって神仏に降雨の祈願をし、七月三日には、藤岡知事自ら祭主となり、関係者三〇余名とともに滝宮天満宮で厳肅な雨乞い祈願を行った。そして、八月三日各市町村に対してそれぞれ雨乞い祈願を執行するよう通達したので、各地では雨乞い祈願や伝統の雨乞い踊りなどが行われた。

綾子踊は八月一七日、竜王山と加茂神社で奉納された。九月二日になって夕立が三回あり、九月九日の夜には相当量の降雨があったので、九月十一日、加茂神社でお礼踊りを奉納した。また、尾瀬神社には七箇・十郷村の各地区からはもちろん、近郷の各地からも連日連夜雨乞祈願参りが登山して、夜を徹して大焚火を燃やした。これら大かがり火は幾夜となく讃岐の夜空を焦がした。

一方、干ばつにつきものの水けんか(水利争議)は、特高課、耕地課などが連絡協議を開いて、非常時局の認識

を高め、互譲相助の精神に基づく水利利用をするよう訓令を発したので、慣行を離れて一時的・応急的な解決をしたところも多く、ために、流血の惨事などはなかった。

昭和十四年(一九三九)十月四日、七箇村役場が丸亀税務署に提出した「旱害地々租免除申請書」によると、収穫皆無田地、一三六町六反二三歩と書いてあり、その年の水稻作付面積は二〇二町五反であったので、実に、六七%強が一粒の米もとれなかったのである。そして、その収穫皆無田地は、福良見、小池地区のほとんどの田であり、本目、久保地区に少なく、春日、塩入地区には無かったことは、地形と水利状況によるものである。また、照井地区は、地名の起名からも知られるとおり、昔から出水や井戸の水量豊富な地区であるので収穫皆無田地は無かった。十郷村の記録は無いが、七箇村とほぼ同じ状況であったと思われるので、いかに悲惨な大旱害であったか窺い知ることができる。

## 讃岐の旱魃

ら八月まで(真野池記)

大宝 元年(七〇一年)讃岐等諸国干ばつききん(四国災異

弘仁一〇年(八一九年)讃岐国干ばつ(日本紀略)

## 史料)

仁寿 二年(八五二年)讃岐の干ばつ八〇余日(満濃池碑)

天平 四年(七三二年)夏大千ばつで五穀実らず(円座村

仁和 四年(八八八年)大千ばつで菅原道真、城山に雨ごい

## 史)

(香川県史)

天平宝字七年 (七六三年)讃岐大千ばつで五穀実らず(日

永保 二年(一〇七五年)夏大千ばつ(円座村史)

## 本震災凶饑考)

久安 六年(一一五〇年)讃岐など一國実らず(台記)

天平宝字八年 (七六四年) 南海道諸国干疫(続日本記、日

建徳 元年(一三七〇年)六月八日から八月一五日まで雨降

## 本紀略)

らず、牛馬の悪疫流行(讃岐国大日記)

弘仁 八年(八一七年)夏大千ばつ(讃岐国大日記) 四月か

建徳 二年(一三七一年)五月一四日から七月二〇日まで雨

## 第三節 気象災害

第三章 仲南町の気象

なし(同)

弘和 元年(一三八一年)三月下旬から八月下旬にかけて雨

なし(同)

至徳 三年(一三八四年)一〇〇日干ばつ(同)

元中 三年(一三八六年)一〇〇日も干ばつが続いた(同)

元中 七年(一三九〇年)大干ばつ(同)

応永 三年(一三九六年)七月二日より九月二日まで大干

ばつ(同)

応永 四年(一四〇七年)五月一日から七月二日まで雨

降らず、大ききん(同)

応永 五年(一四〇八年)四月一六日から八月一日まで雨

がなかった(同)

応永 九年(一四二二年)六月、七月干ばつ(同)

応永 二七年(一四二〇年)大干ばつ(同)

永享 五年(一四三三年)干ばつ五月から一〇月まで続く

(同)

永享 六年(一四三四年)大干ばつ(同)

長祿 元年(一四五七年)諸国とも干ばつで五穀実らなかつ

た(同)

長祿 二年(一四五八年)六月に大干ばつ(同)

長祿 三年(一四五九年)天下大干ばつ、五穀実らず(同)

寛正 元年(一四六〇年)干ばつ(同)

文明 三年(一四八一年)大干ばつ(同)

文明 一七年(一四八五年)夏干ばつ(同)

文明 一八年(一四八六年)干ばつ(同)

文龜 元年(一五〇一年)大干ばつ人民多死(同)

文龜 三年(一五〇三年)大干ばつがあり、七月一七・一八

日は山野屋敷の竹木がみな炎熱のため割れた、諸

国でも同様であった(同)

弘治 三年(一五五七年)大干ばつ(同)

永祿 二年(一五五九年)五月一〇日から八月一〇日にか

て干ばつ(同)

永祿 六年(一五六三年)四月下旬から八月中旬にかけて大

干ばつ(同)

寛永 三年(一六二六年)四月から九五日間雨なし民多く飢

死(讃州府誌)

寛永 九年(一六三二年)讃岐でも干ばつ(蜂須賀家)

寛永 一五年(一六三八年)大干、大ききん(讃州府誌)

寛永 二〇年(一六四三年)四月上旬から六月中旬まで雨降ら

ず、秋より冬にも及ぶ(讃岐国大日記)

天保 二年(一六四五年)領内大日照りのため、四〇六の池

を創築したが今までの九六〇を加えると一、三六

六になる(高松市史年表)

承応 三年(一六五四年)大干(讃岐災異年表)

寛文 六年(一六六六年)干ばつ(小豆郡誌)

寛文 八年(一六六八年)夏大日照り、安原百々洲に雨ごい

をして三日目に雨が降った(高松市史年表)

元禄 三年(一六九〇年)六月、七月干ばつ(高松藩記)

元禄 一〇年(一六九七年)夏干ばつ(香川県史)

元禄 一一年(一六九八年)干ばつ(讃岐の池と水)

元禄 一二年(一六九九年)六月大干ばつ(讃岐府誌)

元禄 一三年(一七〇〇年)日照り(高松市史年表)

元禄 一四年(一七〇一年)五月から八月まで讃岐で干ばつ、

ききん(四国災異史料)

宝永 三年(一七〇六年)五月、六月にかけて日照り、五日

間雨ごいを行った(高松市史年表)

宝永 五年(一七〇八年)六月から八月まで大干ばつ(香川

県史)

宝永 七年(一七二〇年)六月、七月干ばつ(高松藩記)

正徳 二年(一七二二年)干天七〇余日(長尾町史)

享保 元年(一七二六年)干ばつで祈雨(讃州府誌)

享保 三年(一七二八年)七月、八月大干ばつで祈雨(讃岐

災異史料)

享保 四年(一七二九年)西讃六月、七月干ばつ

享保 八年(一七三三年)讃岐干ばつ(四国災異史料)

享保 九年(一七三四年)四月から七月まで大干ばつ(高松

藩記)

享保 一〇年(一七三五年)六月、七月大干ばつ

享保 一四年(一七三九年)五月から七月まで干ばつ(同)

享保 一五年(一七三〇年)五月、六月干ばつ(同)

元文 二年(一七三七年)讃州高松領分は干ばつ 虫書で四

五、〇〇〇石の損害(元文世説雑録)

元文 四年(一七三九年)大干ばつ(香川県史)

寛保 元年(一七四一年)干ばつで祈雨(讃州府誌)

延享 三年(一七四六年)干ばつ(四国災異史料)

延享 四年(一七四七年)干ばつ(香川県史)

寛延 元年(一七四八年)六月から七月まで日照り(同)

寛延 三年(一七五〇年)七月、八月干天(同)

宝曆 四年(一七五四年)七月、八月干天(高松藩記)

宝曆 五年(一七五五年)六月、七月雨降らず(讃岐災異年

表

宝暦 六年（一七五六年）夏干ばつ（香川県史）  
宝暦 七年（一七五七年）五月から七月まで干ばつ（四国災

異史料）

宝暦一〇年（一七六〇年）六月、七月干天（高松藩記）

宝暦一二年（一七六二年）夏干ばつ（讃岐の池と水）

宝暦一二年（一七六二年）五月から六月まで大干ばつ（讃岐

災異史料）

明和 三年（一七六六年）五月から八月まで干ばつ（三豊郡

誌）

明和 四年（一七六七年）春から降雨なし（同）

明和 五年（一七六八年）五月から七月まで干ばつ（同）

明和 七年（一七七〇年）四月二十九日から八月二〇日まで大

干ばつ（稲作大半枯死收穫皆無（同）

明和 八年（一七七一年）四月一日から六月二十五日まで降雨

なく田植えを終えたるもの四割（同）

天明 五年（一七八五年）大干ばつあり、稲作收穫を見ず

（同）

天明 八年（一七八八年）夏干ばつ（香川県史）

寛政 元年（一七八九年）夏干ばつ（讃岐災異年表）

寛政 二年（一七九〇年）夏大干、穀実らず（同）  
寛政 六年（一七九四年）讃岐等諸国干ばつ（四国災異史

料）

寛政 九年（一七九七年）七月から大干（讃岐災異年表）

寛政一一年（一七九九年）六月から一〇〇日間干天が続く

（讃岐の池と水）

文化 元年（一八〇四年）六月、七月干ばつ（高松藩記）

文化 三年（一八〇六年）四月から六月まで大干ばつ（讃岐

災異年表）

文化 五年（一八〇八年）干ばつ（香川県史）

文化 六年（一八〇九年）六月から八月に至る大干ばつ（讃

岐災異史料）

文化一〇年（一八一三年）讃岐干ばつ（四国災異史料）

文化一一年（一八一四年）五月から七月まで大干ばつ（高松

藩記）

文化一四年（一八一七年）五月から七月まで大干（同）

文政 元年（一八一八年）五月から七月にかけて大干ばつ

（高松市史年表）

文政 六年（一八二三年）五月から七月にかけて大日照り

（高松藩記）

天保 三年（一八三二年）六月から九月に至り大干ばつ（讃

岐災異年表）

嘉永 六年（一八五三年）五月から八月に至り大干ばつ（同）

慶応 二年（一八六六年）干ばつ（小豆郡誌）

明治 三年（一八七〇年）夏干天（讃岐の池と水）

明治 六年（一八七三年）春から雨がなく田植えに困った。

（仲多度郡史）

明治 九年（一八七五年）干天が続ぎ、稲作の收穫が皆無だ

ったところも多い（香川県近代史）

明治一六年（一八八三年）七月二日より九月一七日まで雨

なし（同）

明治一九年（一八八六年）六月一八日から八月二七日まで雨

なし（同）

明治三三年（一八九〇年）七月三日から九月一日まで雨なし

（同）

明治三六年（一八九三年）六月二三日から八月一五日まで雨

らしい雨なし（香川県気象災害誌）

明治三七年（一八九四年）春から降雨少なく、八月にわか雨

ていど、前年以上の惨況（同）

明治三〇年（一八九七年）東讀に干ばつひどし（長尾町史）

第三節 気象災害

明治三二年（一八九八年）諸国干ばつ、香川ははなほだしい

（四国災異史料）

大正 二年（一九一三年）大干ばつ、満濃池証文ユルを抜く

（県政史年表）

大正三三年（一九二四年）干ばつ

昭和 四年（一九二九年）干ばつ

昭和 九年（一九三四年）干ばつのため八月、陸軍が二〇〇

発実弾発射（県政史年表）

昭和一四年（一九三九年）県下大干ばつ、県が市町村に雨乞

い祈願執行状を通達（県政史年表）

昭和一九年（一九四四年）干ばつで県下四、〇〇〇ヘクタ

ルが稲作不能（県政史年表）

昭和二二年（一九四七年）六、七月干ばつ（讃岐の池と水）

昭和三〇年（一九五五年）七、八月干ばつ（同）

昭和三一年（一九五六年）七、八月干ばつ（同）

昭和三八年（一九六三年）干ばつ

昭和四二年（一九六七年）干ばつ

昭和四八年（一九七三年）都市用水が枯渇

我が仲南町は県南部高地に位置するため、県下他地区に比較して旱害は少なく、したがって水論も少なかった。しかし小さな争いはあちこちに発生していたようである。また、雨乞念仏踊としては、「綾子踊」「山脇念仏踊」「七箇念仏踊」があり、雨乞祈願・御水拝受・焚火は尾瀬神社が有名であった。

## 二 風水害

香川県の風水害は他地方に比べて比較的少なく、台風は九州・四国を襲うコースが多い割にその被害は少なかった。わが仲南町は被害の少ない香川県下の中でも被害の少ない土地であり、それは地形のしからしむるものと思われる。

香川県は山地の奥が浅く、河川の大なるものなく、かつまた数万のため池があつて、これが河水の調節をなすため水害というほどのものは少なく、小規模な築堤決壊、橋梁破壊があつた程度である。

記録に残っている当地方の風水害の大なるものは、「安永の天災」(一七七二)と「寅年の洪水」(一八六六)があり、『仲多度郡史』には次のごとく書いてある。

安永の天災 安永元年八月、大風洪あり。家屋の崩壊するもの、一万九千余戸、大小船舶の難破せしもの、一百四十余艘に及へり。而して災害は独り是等に止まらず、家屋倒壊の爲めに庄死し、或は舟船の破碎に遇ふて溺死せしもの等、男女數十人、牛馬七十余頭に達し、実に見るに忍びざるの惨状を現出せり。斯の如く多大の災害を被り、禾穀の収穫を損耗したれば、貢租殆ど其の半を減したりと雖も、高松藩主松平頼眞は、多くの金穀を出して士民を救恤し、大に産業に意を注ぎ、専

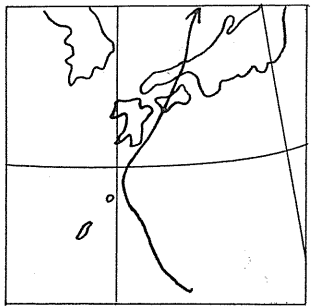
ら政道に盡し、数年にして財政恢復したれば、同五年士祿の分収を免して舊に復し、又治く恩賚する所ありしかば、領民の歡呼の声は、雷の如く鳴り響けりと云ふ

寅年の洪水 慶応二丙寅年、大雨洪水ありて、郡内夥しき損害を被れり。今も寅年の洪水とて、古老か其の情景を語る所に依れば、八月七日雨降り始め、翌日に至り更に烈しき大雨となり、諸山の濁水飛瀑の如く、激流蕩々として山麓に漲る、殊に南方阿讃山脈の谿水、奔馬の如く溢れ来り、岸上、五条以下に至りては、更に西方諸山より出る雨水の増加するありて、水勢弥々強く、河川悉く氾濫し、琴平市中の如きは、出水床上に於て尚ほ膝を没するに至りしかば、名高き金毘羅宮の輪橋も、忽ち激流に押流され、金倉川筋一帯の地は宛然海の如くなり、附近の建物を流亡して殆ど残す所なく、兩岸の樹木も多く傾倒せらるる等、大水三日に及ひしかば、田畑は土砂を以て埋没せられしもの夥しく、農作物皆根を洗ふて伏し、其の損害算ふべからず。而して此の災害に於ける人畜の死傷幾許かりしや明ならざれども、当時の惨状を目撃したる者の談に依れば、妙齡の婦女か簞笥の鑿に縋りて河腹に死せるあり。或は深夜大水に洗はれ、家屋既に数丁間を流されて、急遽老幼を亡ひ、壯者も難を避くる能はずして、梁上より屋根を穿ちて棟に登り、悲鳴を挙げて救を求めしも助くるの術なかりしか、漸く減水に至りて命を全ふせりと云ふ。是等は僅に其一班を語るに過ぎざれば、死傷亦尠からざりしならむ。蓋し近代に於ける大水と云ふへし。

明治三十一年の台風 『香川県気象災害誌』に次のごとく記録されている。

明治三十二年八月二八日(被害最大の)台風 高知県南西部に上陸し、一時間約八〇kmの速度で北東進し、三豊郡を経て二時三〇分ごろ岡山県に再上陸した。被害の大部分は台風中心の東二〇〜三〇kmの香川県中部に多く、沿岸部より内陸部に集中した。県下の被害次のとおり。死者三〇七人、行方不明一〇人、負傷九五五人、家屋全壊七、〇一五戸、家屋半壊四、二八六戸、家屋浸水六〇〇戸、田冠水四五町、畑流埋四一町、畑冠水一五町、道路損壊二一カ所、堤防決壊一四カ所、通信

図13 明治32年8月28日 (被害最大の) 台風経路図



施設八九カ所、橋流失五、船沈没一九隻、船流失三三隻、船破損八五隻。多度津測候所発表によれば、一秒間の風速五二mに達した。翌日三時ごろおさまる。県内の雨量二〇〜五〇mm。

春日地区矢野亀五郎の日記に次の一文がある。

明治三十二年八月廿八日(旧七月廿三日)夜八時頃ヨリ暴風ニテ十時頃大暴れ村内家屋七十戸斗り倒レ十一時頃ヨリ風少シ鎮マリ十二時頃ヤム

また、明治三十二年九月八日の『香川新報』には仲多度郡内の被害を次のように報道している。

八月二十八日風災被害最近調査 仲多度郡 圧死者二十九名、負傷者九十五名、全潰家屋住家五百七十一戸、其他五百三十九棟、半潰家屋住家百十六戸、其他百四十四棟。

当時の報道通信状況から詳しい被害状況などは不明であるが、風速五二m/sと聞いただけでも大変な風災であったことがわかる。

昭和の三大台風 昭和元年〜五〇年間に仲南町に多少の被害をもたらした台風襲来は七八回あるが、その中でも、室戸台風(昭和九年九月二日)、洞爺丸台風(昭和二年九月二六日)、伊勢湾台風(昭和三四年九月二六〜七月)は日本各地に大きな被害を与えた。『香川県気象災害誌』には次のごとく記録されている。

室戸台風 一三日パラオ島の南東海上で発生し、宮崎の南東一〇〇kmの海上に達したのち、毎時六〇〜七〇kmの速度で室戸岬、淡路島を通過してさらに大阪湾から近畿地方に上陸した室戸台風は三府三八県に被害をのこし、全国で死者二、七〇二名、行方不明三三四名を出した。この台風のため香川県でも、死者一八・行方不明一・負傷者三〇・家屋全壊九三八・家屋半壊七二八・浸水家屋三三一五・道路損壊一三七一・橋流失六・堤防決潰七五九・船舶沈没・流失三四一、の被害を出し、

農作物の被害は四五、五〇〇haにおよんだ。多度津の最大風速北々西三三・六m/s、県内の雨量五〇〜二二〇mm。

洞爺丸台風 カロリン群島に発生し、台湾の南東海上で転向し、鹿児島湾から上陸し、愛媛県をかすめて、非常に速い速度で北海道へ進んだ台風は、函館港で洞爺丸を転覆させ、海難史上稀有の惨事をひきおこしたが、香川県では西よりの強風とやまじ風のため風害が顕著であった。また気象潮は高松で二二〇cmに達し、沿岸の高潮は強く特に西讃方面は台風に近いので被害も大きかった。県下の被害は、死者八・行方不明七・負傷者五・家屋全壊二七五・家屋半壊四三〇・家屋流失一五・床上浸水六二六・床下浸水五、〇九六・家屋一部破損一〇、五五一・非住家被害二、〇四七・田流埋六三・田冠水二一〇・畑流埋一六・畑冠水九〇・道路損壊五六・橋流失二四・山崩れ九・鉄道被害一・船舶沈没一八・船舶流失一〇九・船舶損三二五等であった。高松の最大風速南西二四・四m/s、県内の雨量三〇〜一〇〇mm。

伊勢湾台風 二六日九時には室戸岬の南方四〇〇kmでなお超A級の勢力を持続し、香川県でも次第に暴風雨になった。台風は一七時室戸岬の南東一〇〇kmの海上を通過し、一八時過ぎに紀伊半島南部の潮岬と田辺市の中間に上陸し、次第に速度を増し、二七日〇時には富山市付近を通過して北上した。この台風は名古屋を中心

に大被害を残して去った。四国地方では二六日六時頃から次第に風が強くなり、四国東部では一六時から二〇時ごろまでが最も強く二〇m/sまたはそれ以上の風となり、燧灘南岸でも北風が強かった。雨も北風をうけて地形性の雨が多かった。

県内の雨量は七〇〜二七〇mm。県内の被害は次のとおり、負傷四・家屋全壊・一家屋半壊八・家屋流失二・床上浸水五二・床下浸水一、二九二・家屋一部破損三二六・非住家被害六五・田冠水七、八八四・畑冠水六・道路損壊四二・橋流

図14 昭和9年9月21日 室戸台風経路図

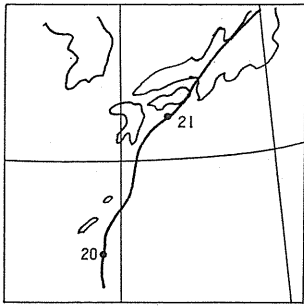
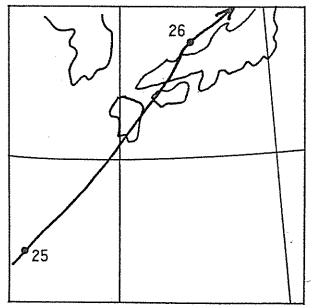




図15 昭和29年9月26日 洞爺丸台風経路図



と新聞報道されている。

失一九・堤防決潰四〇・山崖崩れ一七・鉄軌道三・通信施設二七・木材流失三・  
船舶沈没七・船舶流失一・船舶破損一六・船その他五。高松の最大風速北々西一  
八・八m/s。

以上のごとく、これらの台風は昭和の三大台風ともいわれ、全国的に多大  
の被害があったが、幸いにもわが仲南町では特筆するほどの被害はなかつ  
た。ただ、洞爺丸台風の時「七箇小学校倉庫七坪全壊、校舎天井の一部落下」

昭和十三年（一九三八）九月五日発生した久保地区の山崩れは、わが仲南町としては未曾有の気象災害であった。  
『香川県気象災害誌』には次のごとく記録されている。

硫黄島の南方海上から北上し、五日四国に上陸したところからしだい風が強くなり五日一時三〇分には多度津で北二  
二m/秒となり、一一時四〇分には北々西二四・七m/秒（最大風速）を記録した。特に香川県東部及び小豆島では、風速は強く、  
三〇m/秒内外と推定される。しかし、強風時が干潮であったため、高潮被害はなかった。香川県東部では雨量多く、河川の氾  
濫、橋の流失多く、農作物被害もあった。県内の被害は、死者一六、行方不明三、負傷者一、家屋全潰三五、家屋流失一  
四、床上浸水八五〇、床下浸水一五〇、橋流失二一、堤防決潰三三、道路損潰三四、船舶流失沈没一〇、田畑冠水五〇〇、  
電柱倒六〇、棧橋沈没一。県内の雨量七〇〜二五〇mm。

そして、昭和二十三年（一九三八）九月七日の『香川新報』には次のごとく報道されている。

七箇村の山崩れ、家屋埋没、九名生埋め、昨夜十二時迄に死体全部掘出す。五日朝来の暴風雨で仲多度郡七箇村字久保の  
中山の一角が午後二時頃俄かに崩壊、山麓の崖上に建てて居た近石亀吉さん（五〇）方母屋を崖下へ押し潰し附近二反歩程  
の稲田を家屋諸共に埋没し亀吉さん始め妻ユキノ（五三）四男克己（一四）久本  
嘉次郎（二六）久本庄助（三八）近石政市（三三）妻マサノ（三三）大窪伊佐雄  
（三〇）近石慶次（五八）の九名を生埋めにした大惨事が勃発した急報に接した  
所轄琴平署から松下署長以下署員一同は豪雨を衝いて現場に急行、急を聞いて駆  
つけた消防組、青年団、在郷軍人、村民等二百余名を督励して救助作業を開始し  
たが哀れ一名の生存者もなく傷ましい圧死体となって居るのを深更十二時頃迄に  
全部掘り出した。

新池の堤防決潰を警戒中の惨事 山崩れにより九名生き埋めの惨事を若起した  
近石亀吉さん方は家のすぐ後方に中山を控へた崖の上であり右側は灌漑用の新池  
に面し恰度中山と新池堤防の間に挟まれて居るやうな恰好となって居り五日朝来  
の暴風雨のため新池に面した中山の一部が崩壊して土砂が池中へ雪崩れ込み堤防  
が決潰の危険に陥ったので附近に住む別記近石慶次さん始め五名の人々が亀吉さ  
ん方へ集り前後策を協議中突如同家裏の山腹が崩壊し家屋諸共崖下へ埋没され尊  
い九名の生命を一瞬にして奪ったもので同地方初めての大惨事である。

図16 昭和34年9月26~27日 伊勢湾台風経路図

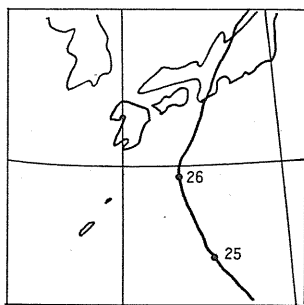
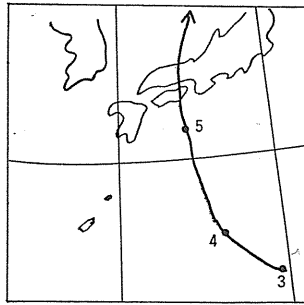


図17 昭和13年9月5日 台風経路図



三 地 震

四国地方は地殻を構成する地質が大変古く、しかも順序正しく時代を追って配列して、地震に耐える地質、地層から成り立っている。したがって昔から大地震は極めて少なく、大きな震災を受けたことはない。

当地方の記録に残っている震災としては、『仲多度郡史』に「安政の大地震」について次のように書かれている。

満濃池の決潰、安政の大地震

満濃池は寛永年間、西島之尤、之を再築して、往古の形状に復し、郡民其の惠澤に浴せりと雖も、堅樋、底樋等は屢々腐朽し、爾後十五回の修営ありしか、嘉永二年に至り、又もや樋管の改造を要せり。此の時榎井村の庄屋、長谷川嘉平次は、郡民と議り、官に請ふて樋替を為すに当り、石材を用ひて埋樋の腐朽を除き、將來の労費を省かむとし、漸くにして其の工事を起し、数年を費して、安政元年四月竣工を告げたり。然るに同年六月地震あり。是より樋管の側壁に滲潤の兆ありしか、間もなく池水噴出するに至り、百方防禦に尽し、未だ修理終らざるに、大雨あり。漏水増大して遂に防ぐ能はず、七月九日の夜堤防決潰し、池水底を拂ふて那珂、多度両郡に漲り、教村の緑田忽ち河原と変し、家屋人畜の損害亦夥しく、一夜にして長曆の昔の如き惨状を現はし、巨額の費金と数年間の労苦は、悉く水泡に帰したり。是歳、十一月四日大地震あり。家屋頻に傾倒するを以て、人皆屋外に避難せり。翌五日稍々震動を減したるも、尚ほ草舎を造りて寝食すること十数日に渉れり。而して此の地震は、翌年の夏に至るまで、時々之を続けたり。当時民屋の破壊せしもの数千戸にして、実に讚地に於ける未曾有の震災と云ふべし。

最近の大地震は昭和二十一年（一九四六）二月二日四時一九分ごろの南海大地震である。震源地は和歌山県の

南方室戸岬の東方海上四〇kmの地点（東経一三五度・北緯三三度）で、初期微動二〇秒、継続時間二五分間に及んだ。この地震による被害は、死者全国で一、〇八八名、そのうち高知県が六七〇名で、香川県の被害は表10のとおりである。

被害は県北部海岸地域に多く、南部山地に少なく、塩田の損害額一億二九九円といわれた。わが仲南町は他地方に比べて被害は少なく、壁に亀裂が生じ、屋根瓦が傷んだ程度であった。

表10 南海大地震被害

警察署名	家全	屋壊	家半	屋壊	死者	負傷者
土庄	—	3	—	—	—	1
三本松	1	—	—	—	—	—
志度	8	56	—	—	—	6
平井	44	65	—	—	2	—
高松	170	1,572	—	—	22	31
滝宮	9	11	—	—	—	—
丸龜	60	91	—	—	4	12
善通寺	9	2	—	—	2	3
琴平	8	25	—	—	—	—
高瀬	13	27	—	—	—	—
坂出	161	349	—	—	16	149
多度津	8	22	—	—	1	2
観音寺	72	145	—	—	1	2
豊浜	16	—	—	—	2	1
仏生山	29	41	—	—	2	3
計	608	2,409	—	—	52	210

『香川県気象災害誌』

第六節 揺らぐ幕藩体制

一 飢 饉

江戸時代に全国的な規模でおきた飢饉は約三五回を数える。最大の飢饉は、寛永年間、享保一七年、天明三〜七年、天保四〜七年のものが知られている。このほか、局地的な規模での災害や飢饉は数えきれない程おこっている。讃岐における災害と飢饉は種々の資料によれば表1の如くである。

このような度重なる災害と飢饉が農民を襲った。各藩では、特に大きな災害や飢饉のあった時には年貢率を減免したり、夫食と称し、藩の倉庫を開いて米・麦を与えてこれに対処した。しかし、領主による年貢の請求のうえに今日

表1 讃岐における災害と飢饉

将軍	発生年	状況	
三代 家光	寛永三年(一六二六) 閏月	大風雨	
	同年 正月	早魃 飢饉に瀕す	
	寛永三年(一六二六) 秋	大旱 大飢饉	
	承応三年(一六五三)	大旱魃 穀物実らず	
	明暦三年(一六五七) 正月	大水	
	万治三年(一六六〇) 正月	列国洪水	
	寛文三年(一六六三) 正月	地震	
	同 六年(一六六六) 正月 三日	大風	
	同 八年(一六六八) 夏	大旱 雨を祈る	
	天和元年(一六八六) 八月 六日	大風洪水死者多し	
四代 家綱	同 三年(一六八六) 貞享三年(一六八六) 七月 三日	高松藩松島・西浜にて飢者を救助する 大風洪水	
	五代 綱吉	同 四年(一六六七) 九月 九日	大風洪水
		元禄四年(一六九一) 八月 二日	大風雨
		同 八年(一六九五) 七月 十日	大風雨
		同年 九月 九日	大風雨
		同 三年(一六九八) 六月	大旱 雨を祈る
		同 一年(一七〇〇) 八月	大風洪水 稲虫発生 高松藩府庫を開く
		宝永三年(一七〇六) 正月	大旱 祈雨五日
		同 七年(一七〇七) 三月	地震(五剣山の一角崩れる)
		同 九年(一七〇九) 七月	大風雨 飢饉
同 十年(一七一〇) 七月		大地震 地裂く 災害	
六代 家宣	同 八年(一七一〇) 七月 三日	大風雨 大飢饉	
	同 九年(一七一〇) 七月 三日	大風雨 大飢饉	
七代 家継	正徳五年(一七二五)	大震災	

將軍	發生年	状況
八代 吉宗	同 二年(一七五七) 正月二日	痘瘡流行 死者数千 大風雨 震電
	同 二年(一七五七) 正月二日	痘瘡流行 死者数千
	同 二年(一七五七) 正月二日	大風家を倒す
	同 二年(一七五七) 正月二日	大雨雪
	同 二年(一七五七) 正月二日	大飢饉
	同 二年(一七五七) 正月二日	大洪水
	同 二年(一七五七) 正月二日	大雨
	同 二年(一七五七) 正月二日	大雨
	同 二年(一七五七) 正月二日	大早 祈雨 海水溢漲、堤防大壞
	同 二年(一七五七) 正月二日	地震
	同 二年(一七五七) 正月二日	地震
九代 家重	同 二年(一七五七) 正月二日	大風雨 盜賊徘徊
	同 二年(一七五七) 正月二日	大雪
	同 二年(一七五七) 正月二日	大洪水 盜賊徘徊
	同 二年(一七五七) 正月二日	地震
	同 二年(一七五七) 正月二日	大雪
	同 二年(一七五七) 正月二日	大風 祈雨 大風 家屋船舶多く損じ 溺死者多し
	同 二年(一七五七) 正月二日	地震
	同 二年(一七五七) 正月二日	大風 家屋を倒す
	同 二年(一七五七) 正月二日	大雪 南方山中丈餘凍死 者あり
	同 二年(一七五七) 正月二日	早魃
	同 二年(一七五七) 正月二日	洪水 溺死者多し

將軍	發生年	状況
八代 吉宗	同 二年(一七五七) 正月二日	痘瘡流行 死者数千
	同 二年(一七五七) 正月二日	大風家を倒す
	同 二年(一七五七) 正月二日	大雨雪
	同 二年(一七五七) 正月二日	大飢饉
	同 二年(一七五七) 正月二日	大洪水
	同 二年(一七五七) 正月二日	大雨
	同 二年(一七五七) 正月二日	大雨
	同 二年(一七五七) 正月二日	大早 八日間雨乞 雹降る 大飢
	同 二年(一七五七) 正月二日	牛馬疫死数千
	同 二年(一七五七) 正月二日	疫病流行 死者数千
	同 二年(一七五七) 正月二日	疫病流行 死者数千
九代 家重	同 二年(一七五七) 正月二日	疫病流行 死者数千
	同 二年(一七五七) 正月二日	疫病流行 死者数千
	同 二年(一七五七) 正月二日	疫病流行 死者数千
	同 二年(一七五七) 正月二日	疫病流行 死者数千
	同 二年(一七五七) 正月二日	疫病流行 死者数千
	同 二年(一七五七) 正月二日	疫病流行 死者数千
	同 二年(一七五七) 正月二日	疫病流行 死者数千
	同 二年(一七五七) 正月二日	疫病流行 死者数千
	同 二年(一七五七) 正月二日	疫病流行 死者数千
	同 二年(一七五七) 正月二日	疫病流行 死者数千
	同 二年(一七五七) 正月二日	疫病流行 死者数千



江戸時代三〇〇年を通じてそれ程人口の増大が見られない最大の原因が飢饉である。飢饉のために死んだ人の数は測りしれない。特に文化の程度が低く、農業生産力の低い東北などでは著しく、次いで中国・四国・九州があげられている。また、江戸時代中期以降は、全国的に間引がおこなわれるようになった。その記述は極めて多いが、『世事見聞録』には次のように述べられている。

又国所によりては、子供大勢出来て凌ぎ兼る時は、間引きと云て産みたる子を殺すなり言語に断たる無情至極なり、併ながら無道とも極め難し、中々犬猫の如くする共、一人の子を育るは容易ならず、終に家を潰す基となり行く事なれば無抛子を殺すなり、此子を殺す科人は外にあるべきなり

また『経済要録』には

往々其児を養ふこと能はずして密々此を殺害する者あり、奥羽及び関東諸国には殊に多し、中国・四国・九州等も子を殺す者極て多しと雖ども、産せざる前に腹内にて密かにこれを殺が故に、外見は殺さざるが如し

とある。飢饉による食料難からくる間引こそ、江戸時代の人口が停滞した重要な原因である。

第二には、農村構造の変化に影響を与えた。幕藩体制の基盤は、本百姓を中心とする自給自足の経済であった。したがって、支配者階級にとっても人口の停滞・減少はその経済的基盤を危くするものであったから、その対策をたてている。例えば、寛永二〇年（一六四三）に出された田畑永代売買禁止令は、土地兼併や農民の離村などを防ぎ本百姓を維持して年貢の確保を図ったものである。また延宝元年（一六七三）以後度々出された分地制限令は、農民の田畑の細分を制限しようとしたものであったが、度重なる災害や飢饉によって、小農民は次第に窮乏し、田畑永代売買禁止令とともに、質流れや書入れの形で次第にくずれていった。

永代田地譲渡候手形之裏

一、下田七畝二歩

高六斗三升

（下所免）  
四ノ三分

右者我等持高之内勝手之筋為之候ニ付右之畝高永代譲り渡場代銀七百七拾八匁七分五厘儘請取候処実正ニ御座候然上者御年貢米諸役等其方ニ御勤可被成候右田地ニ付子々孫々至迄愁訴妨申間敷候為後日之村役人証人加判候 如件

田地譲主

梅 藏

証人

兵衛 衛

組頭

八郎 郎

与三衛門

字三太郎

伝治郎

伝之進

近藤与市殿

（裏書）  
嘉節通相違無之候者也

政所

近藤 恒 助

第三章 近 世

永代田地讓渡手形之事

同所北山沿

一、下田一反七畝拾貳分

高巻石五斗六升六合

七ヶ村福良見下所免

右者我等持高勝手之筋為之候ニ付此度右畝□書抜相添永代讓渡シ候間持高可被成然上者御年貢米諸役等其方ニ御勤可被成候右田地ニ付子々孫々ニ至迄愁訴妨申間敷候仍而政所組頭加判如件

那珂郡七ヶ村村田地主

助 十郎◎

証 人 弥三治郎

組 頭 七郎兵衛

同 弥三七

同 七兵衛

同 傳 藏

政 所 平 助

文化五辰

十二月 日

大政所  
真光伝左衛門  
和泉寛左衛門

七ヶ村  
平 助 殿

ところが一方においては、村役人クラスの農民は経済力をもっていたから飢饉の影響も小農民ほどではなく、餓死しないことは無論のこと、飢饉が去った後、田畑に肥料を入れて地力を回復させることができた。ところが、生き残った小農民にはそれだけの力が無い。したがって生産力に較差が生じ、ひいては貧富の差を増大させることになった。この上に商品経済の農村への浸透<sup>注</sup>が著しくなると、本百姓を中心とする自給自足の自然経済は大きく崩れてゆく。小農民の小作農への没落などの現象はこうして現われてきたのである。

注 農村への商品経済の浸透は歴史の必然であった。災害飢饉は度々農民を極限状態に追いやったが、その一方ではこれを契機とする農民層の分解を促進した。社会の安定に伴って新田畑の開発がおこなわれたり、農具の改良・施肥・品種改良などに伴い剰余労働力が生まれ、その結果として、寛文期以降、農民の手に剰余生産物が残るようになった。農民たちは手もとに残った剰余生産物を売りに出し、その対価で生活を豊かにするための諸商品を購入する。この結果、農民の生活は年貢および自家消費という使用価値を産み出すことを目的としていたものが、商品生産という交換価値を産み出すことを目的とするようになった。農民の消費水準は高まり、諸々の手工業にかかわることになったが、一方では一般農民の剰余労働部分を収束する有力農民（豪農・在郷商人あるいは寄生地主）が出現した。

こうした農民層の上下両極への分解が原因となつて、上昇できなかった農民層の支配者階級に対する反抗が次第に増大してくるのである。その初期的かつ消極的な形態が、先述した「間引」である。「間引」と並んで農民の離村・逃散がある。

領主の誅求によって、ついには土地を手離してしまった者は一家をあげて土地を棄てて離村した。そこまではないまでも、貧農の二男・三男は生活の糧を求めて離村し、あるいは子女が売られて離村する場合もあった。これらの多くの行先は、江戸・大坂をはじめとする大都市あるいは近在の都市であつて、武家や商家の奉公人あるいは

小商人や職人・日雇い労働者となった。その結果、農村における人口は減少し、田畑は荒廃するものが多くなった。本居宣長の『秘本玉くしげ』にはこの間の事情が次のように述べられている。

百姓は困窮年々つものり、未進つものりて終に家絶え田地あるれば、其田地の年貢を村中へ負する故に、余の百姓も又堪がたきやうになり、或は困窮にたへかねては、農業をすてて江戸・大坂・城下々々などへうつりて、商人となる者も次第に多く、子供多ければ一人はせんかたなく百姓を立さすれども、残りはおほく町人の方へ奉公に出して、つひに商人になりなとする程に、いづれの村にても、百姓の籠は段々にすくなくなりて、田地あれ郷中次第に衰微す

このような状況に対して、寛政の改革（一七七八〜九三）で松平定信が帰農を奨励したり、天保の改革（一八四一〜四三）で水野忠邦が「人返し令」を出して帰農を図ったが、根本的原因の改革に着手しなかったからその実効は少なかった。

讃岐でも高松・丸亀の城下町や門前町こんびらに年季奉公に出ることがおこなわれたようである。次に掲げる資料はその好例で、金比羅における遊女の身売り証文で、二四両で九年間の年季奉公を承諾している。

旅籠屋飯盛奉公人請状之事

一、我等娘□□と申者当年拾六才に相成候処本人は勿論我等得心之上に而当年ノ十月より来る卯の十月晦日迄丸九ヶ年之間給金貳拾四両に相定則請状之上右給金不残先借仕慥に請取其許殿へ飯盛奉公に差遣申候処実正明白に御座候。然る上は此者諸親類兄弟又は縁類客等之夫古主人杯と申脇外より奉公之違乱妨申者一人も無御座候

尤仕着之儀は夏冬とも相応之者一枚宛被下候約定に御座候

一、御公儀様より被為仰出候御法度之切支丹宗門に而無之宗旨は代々浄土宗に而攝州大坂疊町円融寺旦那に紛無御座候

則寺送り手形別紙に取纏可申候此者取逃欠落等仕候はば早速に本人尋出失物之品等も有之候得ば改相弁御手度仕右極之年季無滞為相動可申候

勿論我等方如何様之勝手成義有之候とも年季中途に無体之暇乞請申間敷候、若其許殿御家風に相叶不申候はば、御勝手次第何方へ成共奉公に御遣被成可被下候、其節印形御入用に御座候共我等遠方之事故其許殿親代判被成下候而御遣可被下候、猶又我儘之引日諸借金等仕候はば年明之節急度勘定相可申候、万一病氣頓死又は不慮之義に而相果候共双方相互之不仕合に御座候へば其御所之御作法を以宣御取片付被下候、跡にて為御知被下候共一言の恨故障ケ間敷義決而申入間敷候

此外奉公人之義に付如何様の六ヶ敷出入来仕候共請人之我等何方迄も罷出急度埒明少しも御難義相懸申間敷為後日之旅籠屋飯盛奉公人請状依而如件

安政五年 午五月

- 売主 東讃坂出村 □□□□□□□□
- 請人 榎井村横瀬 □□□□□□□□
- 請人 金ひら片原町 □□□□□□□□
- 一奉公人 □□□□

金ひら  
花屋房蔵殿



七 水利紛争

河川に恵まれない香川県は農業用水の大半はため池に依存してきたので、干魃の年には水不足のため稲作収穫の減少につながり、水争いも少なくなかった。

昭和一四年（一九三九）の干魃のとき県下に表42のような水利紛争があった。

表42 昭和一四年における県内水利紛争

争議地	池又は堀名	発生日	争議関係 積込人員	争議の原因	調停結果	解決日
大川郡白鳥村	久詰池荒井出水	七月三日	七〇町一四〇人	新堀無断掘鑿 配水不公平として暴力で水門を抜く	工事中止 総代一任	七月六日
木田郡水上村	山大寺池	七月七日	三〇〇町不明	横井治水発動機使用 無許可発動機使用	中止 時間割揚水	七月五日
〃 川添村	四池幹線横井治水	七月九日	三三〇町六三〇人	池尻の配水不円滑による	慣行変更し時間制限	八月五日
香川郡弦打村	出水	八月一日	四九町二一〇人	五馬力の揚水機で三日間送水	〃	八月一日
〃 檀紙村	御厩池	八月四日	一六町一八〇人	配水時期の意見相異	〃	八月一日
〃 弦打村	出水堀	七月一日	四三五町一六五人	水利慣行に反して引水	〃	八月一日
綾歌郡法興寺村	仁池	八月六日	二〇〇町一五〇人	発動機揚水を下流から中止要求	中止	八月一日
仲多度郡与北村	買田池	八月一日	一七五町二六〇人			八月一日
三豊郡勝間村			一五九町			

水利紛争の大部分は干魃による水不足によるもので、我が仲南町では昔から大きな水利紛争はなかった。これは水田が少ないこととため池・河川・出水による灌漑水利条件に恵まれていたためであろう。

それでも、小さな水争いはそここに発生していた。

明治四五年（一九二二）六月末釜カ渕下の横井を、切る、切らぬで、春日地区民と塩入地区民が争った。

また、大正三年（一九一四）七月三〇日には七箇村の農民二人が日ごろの水喧嘩による不仲が爆発して草刈作業中録を振り上げて喧嘩となり負傷した。

そして、昭和二年（一九二七）六月に春日横井である農民がポンプでしばしば盗水していたことから水喧嘩となつた。

以上のような新聞の三面記事があるくらいで、大きな水喧嘩の無かったことは、前述のごとく地形・気象に關係あるとはいえず、人情豊かな仲南町の先人の人柄によるものであろう。